

長野県工科短期大学校と須坂市の連携に関する協定書

長野県工科短期大学校（以下「甲」という。）と須坂市（以下「乙」という。）は、産業、文化、学術等の分野における連携及び協力を通じて相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が産業、文化、学術等の分野における資源、研究成果等の交流その他の連携及び協力を図ることにより、地域の振興及び発展、教育研究の充実並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 教育及び人材育成に関すること。
- (4) 地域文化の振興に関すること。
- (5) 安心・安全のまちづくりに関すること。
- (6) 環境にやさしいまちづくりに関すること。
- (7) 定住促進と賑わいのまちづくりに関すること。
- (8) 学術研究に関すること。
- (9) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- (10) 施設等の利用に関すること。
- (11) その他両が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年10月30日

甲 長野県工科短期大学校長

大澤清一



乙 須坂市長

三木正夫

